

3指第537号  
平成23年12月8日

社団法人京都府建設業協会 様

京都府建設交通部長  
(公印省略)

### 年末年始の工事現場等における事故防止対策について

平素は、本府の建設交通行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事に係る事故及び災害の防止については、日ごろから格段の御努力をいただいているところですが、今年度の事故発生件数は、昨年度に比べ減少しているものの、休業4日以上となる作業員の負傷事故が発生している状況にあります。

については、年末年始の工事現場における不測の事故発生防止、第三者災害の防止について万全を期すため、下記事項について関係者に徹底いただくとともに、災害の未然防止について一層の御配慮をお願いします。

#### 記

- 1 工事に着手している現場においては、機械器具、工事材料等を整理整頓するとともに、防護柵、危険標識、赤(黄)色灯の設置等、場内への立入り防止の措置の徹底を図ること。
- 2 火元責任者を定め、ガソリン、灯油等の可燃物及び危険物を適切に保管すること。
- 3 場内の仮排水を十分行い、工事現場外に水溜まりが発生しないよう、また、工事器具及び工事材料等を路面等に放置しないなど、工事現場外に危害が及ばないよう措置の徹底を図ること。
- 4 通行者に対する安全対策について、工事により生じた段差等をなくすなど、降雪の場合も想定した上で、適切な措置を講じること。
- 5 土砂災害が予想される工事現場(法面工、砂防工等)については、現場責任者は常に気象情報等に注意し非常事態に備えるとともに、安全点検を行うこと。

- 6 年末年始においては、請負者による工事現場の巡視及び点検を強化するとともに、工事休止期間における請負者の緊急連絡及び対応体制を確立し、連絡体制表を監督職員に提出すること。
- 7 年始の工事再開に当たっては、あらかじめ請負者が現場状況を点検し安全を確認した上で行うこと。
- 8 以上のことについて、監督職員の立会のもとで確認すること。

担当	指導検査課 指導担当 大石
電話	075-414-5219